プロジェクト項目　**マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討論点の分析**

本資料の目的

1. 本資料は、「論点の識別」（審議事項(3)-2 参照）のうち、以下の論点について検討することを目的とする。

   (1) マイナス金利の状況下における金銭的時間価値

   (2) 退職給付債務の算定額（企業固有の見積りの反映の要否）

   (3) 退職給付債務の計算と年金資産の評価の関係

本分析にあたっての前提事項

2. 第 1 項に記載した論点は割引率に関係するものであるため、安全性の高い債券の利回りに関連する。今回の検討により定める方法は、当面の取扱いとして適用時期を 1 年限りとした実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 34 号」という。）とは異なり、一定程度の期間にわたって適用することが想定されるため、本論点の分析において、当該利回りの変動をどの程度考慮すべきかが議論となり得る。

3. この点、今後のマイナス金利の水準を予測することは困難であると考えられるため、本論点の分析において、現時点の金利を取り巻く環境と大きく異なる状況まで考慮することは容易ではないと考えられる。

4. また、現金の保管コストに関連して、現行の預金保険制度（ペイオフ）の下で、当座預金や利息の付かない普通預金等（決済用預金）は全額保護されていることから、当該預金の保管コストはゼロと考えられる。本論点の分析においては、前項と同様に、今後のマイナス金利の水準を予測することは困難であると考えられるため、当該制度を取り巻く環境が大きく変容し、例えば、預金にマイナス金利が付されるような状況を考慮することは容易ではないと考えられる。よって、当該制度を前提に、現金の保管コストについては考慮しないで本論点を分析することが考えられる。

論点 1 ：マイナス金利の状況下における金銭的時間価値
（第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会における分析）

5. 企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「退職給付適用指針」という。）第 95 項では「退職給付債務（及び退職給付費用）の計算に用いる割引率は、貸借対照表日現在の退職給付債務を求めるために用いるものであるから、金銭的時間価値のみを反映させるべきであり、したがって、信用リスクフリーレートに近い「期末における安全性の高い債券の利回り」を用いる」とされている。

6. 現行の企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）において「信用リスクフリーレートに近い「期末における安全性の高い債券の利回り」」を割引率に用いることとした理由は記載されていないが、割引率を用いて計算する退職給付債務には金銭的時間価値のみを反映させることを意図していたものと考えられる[1]。

7. 金銭的時間価値とは、一般的に、金銭の現在の価値と将来の価値の差を表すものであると言われている。実務対応報告第 34 号の結論の背景の第 11 項では、「金銭的時間価値のみが反映された信用リスクフリーレートとは、一般的に、信用リスクが存在しない状態で時の経過に応じて価値が増えるレートを反映するものであると考えられる。」とされている。

8. この金銭的時間価値の考え方については、次のような見解があると考えられる。

   (1) 見解 1：金銭的時間価値について、時の経過のみをもって稼得することができる最大のリターンを表すと考える場合、手元に現金を残すという投資機会が存在する限り、マイナスの利回りとなる市場で取引される金融商品に投資することは想定されない。この場合の金銭的時間価値はゼロになる。

   (2) 見解 2：金銭的時間価値について、市場で取引される信用リスクがない金融資産の利回りによって測られるリターンであると考える場合、手元に現金を残す選択肢はなくなるため、この場合の金銭的時間価値は、利回りがマイナスである状況ではマイナスとなる。

9. 第 8 項(1)の見解 1 は、実務対応報告第 34 号第 11 項における「現金を保有することによって現在の価値を維持することができることから、金銭的時間価値は時の経過に応じて減少することはないものとして、信用リスクフリーレートの下限はゼロになるとの意見」に類似する考えである。

---

[1] 「退職給付会計基準」（多賀谷充著、税務研究会出版局、2000 年、176 頁）では、次のように説明されている。
「仮に、債券に内在する信用リスク（デフォルト率）を無視して、いかなる債券でもいいとすると、非常に高い利回りのものが基礎とされるおそれがあることから、基本的に信用リスクのない又は低い債券の利回りを利用することにより、なるべく純粋な金利要素の変動のみを捉えようとしたものと考えられる。」

10. 一方、第8項(2)の見解2は、実務対応報告第34号第11項における「信用リスクが存在しない状態においても、将来の価値が現在の価値よりも低くなると市場が評価していることに鑑み、金銭的時間価値は時の経過に応じて減少するものとして、信用リスクフリーレートはマイナスになり得るとの意見」に類似する考えである。

（第88回専門委員会及び第361回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見）

11. 第88回専門委員会及び第361回企業会計基準委員会では、金銭的時間価値の2つの見解に対して、以下のとおりそれぞれ反対する意見が聞かれた。

<u>見解1に反対する意見</u>

(1) 仮に年金資産がある制度を前提とした場合、当該制度において掛金の設定の際には割引計算をしているので、運用収益を得る目的である年金資産については現金を保有し続けるのではなく、その目的のためにマイナス利回りの資産に投資することもあり得ると考える。

(2) 見解1は、現金を保有すればリスクなしにゼロの利回りを実現できるため、リスクフリーレートは下限がゼロになるとの主張であるが、仮にこの考え方が正しいのであれば、市場でマイナスの利回りは発生しないし、長期投資を行う機関投資家が償還まで国債を保有することは経済合理性がないことになるが、現実にはそうなっておらず、実態を無視した見解である。

(3) 現金をある程度大量に保有する場合、相当程度のコストがかかるというのが市場のコンセンサスであり、当該コストの範囲内でマイナスの利回りが許容されていると考えられる。実際にマイナスの利回りが市場で観察されていることを考えると、見解1は市場取引における債券価格と整合していないと考える。

(4) 見解1はマイナス金利の債券の市場価格が不適切だという考え方を伴う可能性があるため、年金資産の評価において市場価格を調整する必要があるか否かについても検討が必要となる可能性があるのではないか。

<u>見解2に反対する意見</u>

(5) マイナスの利回りの資産に投資することは理論的には考え得るが、説明責任を果たすことができず、年金制度自体を廃止することが合理的な判断になると考えられるので、現実的には当該資産に投資することは起こり得ないのではないかと思われる。

（第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応）

第 11 項(1)の意見への対応

12. 第 11 項(1)に記載した意見について、次の点を勘案すると、当該意見は必ずしも見解 1 を否定するには至らないと考えられる。

- 「運用収益を得る目的である年金資産については現金を保有し続けるのではなく、その目的のためにマイナス利回りの資産に投資する」ということは、運用収益の実現を目指して実質的にプラスの利回りの資産に投資することを意味すると考えられる。よって、見解 1 と矛盾するものではない。

第 11 項(2)の意見への対応

13. 第 11 項(2)に記載した意見について、次の点を勘案すると、当該意見は必ずしも見解 1 を否定するには至らないと考えられる。

(1) 投資者は、投資を上回る額で回収することが経済的に合理的であると考えられるため、現時点でマイナスの利回りの債券に投資する場合に、将来の債券価格が変動することにより、プラスのリターンが得られることを期待して投資しているものと考えられる。仮にそのように考える場合、見解 1 と矛盾するものではない。

(2) 市場でマイナスの利回りが発生している状況において、長期投資を行う機関投資家が償還まで国債を保有することは、現時点で観察されているかもしれないが、機関投資家の使命はプラスのリターンを得ることであり、長期的には継続できないものと考えられる。一方、機関投資家は、アセット・ミックスを定めた上で投資を行うことが多いと考えられ、その中では、金利水準に関わらず、償還まで債券を保有している場合もあると考えられる。この場合、マイナスの利回りの債券に投資することの経済的合理性よりも、アセット・ミックスを維持することの経済的合理性が優先されているものと考えられる。

第 11 項(3)の意見への対応

14. 第 11 項(3)に記載した意見について、第 4 項に記載のとおり、今後のマイナス金利の水準を予測することは困難であると考えられるため、現行の預金保険制度を取り巻く環境が大きく変容し、例えば、預金にマイナス金利が付されるような状況を考慮することは容易ではないと考えられることから、当該制度を前提に、現金の保管コストについては無視したうえで各論点を分析することとしている。仮に、本検討

において現金の保管コストを考慮する場合、マイナス金利がどの程度深掘りされて預金にマイナス金利が付されるか等も併せて考慮する必要があるが、本年中の最終基準化を目標とする時間軸では、これらの検討の結論を導き出すことは容易ではないと考えられる。

これらを考慮すると、本論点の分析において、現金の保管コストについては考慮しないことが考えられる。

第 11 項(4)の意見への対応

15. 第 11 項(4)に記載した意見について、退職給付会計基準において、資産と負債の評価は別個に行った上で相殺表示することとされている。また、見解 1 は、手元に現金を残すという投資機会が存在することを前提に、金銭的時間価値は時の経過のみをもって稼得することができる最大のリターンを表すという考えであり、市場において成立しているマイナスの利回りや市場において成立している債券の評価額を否定しているわけではない。よって、見解 1 は、年金資産の評価方法に影響を及ぼすものではないと考えられる。

第 11 項(5)の意見への対応

16. 第 11 項(5)に記載した意見について、実際には、マイナスの利回りの金融商品の発行が行われるとともに、マイナスの利回りの金融商品への投資が行われており、市場においてマイナスの利回りが成立している点を勘案すると、必ずしも見解 2 を否定するには至らないと考えられる。

論点２：退職給付債務の算定額（企業固有の見積りの反映の要否）
（第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会における分析）

17. 現行の退職給付会計基準における退職給付債務の計算は、合理的に見込まれる退職給付の変動要因（予想される昇給等）を考慮して退職給付見込額を見積った上で（退職給付会計基準第 18 項）、信用リスクフリーレートに近いと考えられる、「期末における安全性の高い債券の利回り」で割り引くこととされている（退職給付会計基準第 16 項及び第 20 項）。

この点、実務対応報告第 34 号の結論の背景の第 13 項では、「退職給付債務の算定において、企業固有の見積りをどのように反映すべきか、すなわち、現時点における負債の金額は将来の見積り支払総額を超えることはないとの意見をどのように考えるかが論点となる。」としている。

18. ここで、資産及び負債の評価に企業固有の見積りを反映させるか否かにより、資産及び負債の評価の方法としては、以下の2つに分類される。

(1) 企業固有の見積りを反映させず市場で観測されるインプットによる方法･･･これには、一般的に、市場価格に基づく時価[2]、正味売却価額[3]などが含まれる。

(2) 企業固有の見積りを反映させる方法･･･これには、一般的に、使用価値[4]、履行価値（負債）[5]などが含まれる。

19. 市場価格に基づく時価のように、市場で観測されるインプットにより資産又は負債を評価する場合には、金銭的時間価値は第8項(2)の見解2が親和的であると考えられる。この場合の金銭的時間価値は、利回りがマイナスである状況ではマイナスとなり、割引率についてはマイナスの利回りをそのまま利用することになる。

20. 一方、企業固有の見積りを反映させる方法（例えば、負債であれば履行価値で評価、資産であれば使用価値で評価）の場合には、金銭的時間価値は第8項(1)の見解1が親和的であると考えられる。この場合の金銭的時間価値はゼロになり、割引率については利回りの下限としてゼロを利用することとなる。

21. ここで、第17項に記載のとおり、現行の退職給付会計基準における退職給付債務の計算の取扱い（退職給付会計基準第16項、第18項及び第20項）は、市場価格に基づく時価を求めるものではないと考えられ、比較的、履行価値（負債）に近い性質のものと考えられる（信用リスクフリーレートに近いと考えられる、期末における安全性の高い債券の利回りで割り引くため、履行価値そのものではない。）ため、第18項(2)の「企業固有の見積りを反映させる方法」に分類されると考えられる。

（第88回専門委員会及び第361回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見）

22. 第88回専門委員会及び第361回企業会計基準委員会では、論点2に関する事務局の分析に対して、以下の意見が聞かれた。

(1) 退職給付適用指針第96項において、「年金資産の運用収益率をそのまま割引率として用いることはできない」とされており、現金で保有するという年金資

[2] 時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。
[3] 正味売却価額とは、時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。
[4] 使用価値とは、資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。
[5] 履行価値（負債）とは、負債の履行によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

産の運用内容に応じて割引率は決まらず、利回りの下限としてゼロを利用する方法を正当化する理由とはならないのではないか。

(2) 退職給付債務を計算するにあたって、退職率や昇給率は企業固有の見積りを反映させるが、本検討の対象としている割引率については一般的な市場金利を反映させるものであり、企業固有の見積りを反映させる方法に分類するという考えには疑問がある。

（第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応）

23. 第 22 項(1)及び(2)に記載した意見について、第 18 項から第 21 項に記載した趣旨は、資産及び負債の評価の 2 つの方法と金銭的時間価値の 2 つの考え方を関連付けたものであり、現金で保有するという年金資産の運用内容や運用収益率に応じて割引率を決定することを意図したものではない。

24. そのうえで、より負債の評価の観点に焦点を当てて、本論点（論点 2：退職給付債務の算定額（企業固有の見積りの反映の要否））を整理すると、以下のとおりになる。

(1) 企業が債務を自ら履行する場合、負債の算定額は、一般的に、第 18 項(2)の「企業固有の見積りを反映させる方法」に分類されると考えられ、具体的には、「自ら履行することにより流出する資源の評価時点における金額」を算定する。

(2) 当該金額の割引計算にあたっては、当該債務の支払日と同一の償還期限の債券（負債）を発行する場合の利回り[6]を基礎として割引率を設定する[7]。

(3) 「自ら履行することにより流出する資源の評価時点における金額」の算定額は、「市場において取引される債券の利回りを参照して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定された金額」と「将来のキャッシュ・フローの合計金額」のいずれか低い方の金額になると考えられる。

ここで、「いずれか低い方の金額」とするのは、負債が発生する原因となっ

[6] ここでの利回りは、通常、自己の信用リスクが考慮されるものと考えられ、この観点からは、割引率の設定においても企業の信用リスクを考慮することが考えられる。ただし、第 6 項に記載のとおり、現行の退職給付会計において、割引率を用いて計算する退職給付債務には金銭的時間価値のみを反映させることを意図していたものと考えられる。

[7] なお、米国会計基準では、退職給付債務の割引率の考え方に関して「測定する単一の金額は、仮にその金額を測定日時点において優良債券によるポートフォリオに投資したとした場合に、支払期日において年金給付を支払うのに要する将来キャッシュ・フローを提供することになるはずの金額である。概念的に言って、当該単一金額すなわち予測給付債務は、その満期日及び金額が将来の給付支払予測額の支払時期及び金額と同一になる優良割引債によるポートフォリオのその時点の市場価額に等しくなるだろう。キャッシュ・インフローが時期と金額においてキャッシュ・アウトフローと等しくなるので、ポートフォリオの最終利回りにおいて、再投資リスクはないだろう。」（FASB-ASC 715-30-35-44）とされている。

た義務は、企業にとって最小限の資源の流出により果たされることが経済的に合理的であるとの考え（仮に、それよりも不合理な形で義務が果たされる場合にはその時点で損失が認識されるべきであるとの考え）によっている。

25. 前項を本論点に当てはめると、企業は、債務を履行するにあたって、通常、自ら履行するか第三者が引き受けて履行するかのいずれかの手段によるが、退職給付債務は、通常、第三者が引き受ける場合には、将来の不確実性等を考慮して履行時の金額よりも多くの金額を要求されることが考えられるため、自ら履行するよりも多くの資源の流出を必要とすると考えられる。よって、負債の算定額は、第24項(1)に記載のとおり、「自ら履行することにより流出する資源の評価時点における金額」を算定することになると考えられる。

26. 当該金額の算定において、仮に利回りがマイナスである状況において、割引率についてマイナスの利回りをそのまま利用する場合、「市場において取引される債券の利回りを参照して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定された金額」が「将来のキャッシュ・フローの合計金額」を上回ることとなり、第24項(3)に記載した、「『自ら履行することにより流出する資源の評価時点における金額』の算定額は、『市場において取引される債券の利回りを参照して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定された金額』と『将来のキャッシュ・フローの合計金額』のいずれか低い方の金額になる」という内容と整合しないこととなる。

一方、仮に割引率について利回りの下限としてゼロを利用する場合、「将来のキャッシュ・フローの合計金額」そのものが計算されることとなり、第24項(3)に記載した内容と整合的である。

論点３：退職給付債務の計算と年金資産の評価の関係

（第88回専門委員会及び第361回企業会計基準委員会における分析）

27. 実務対応報告第34号の結論の背景の第12項では、以下の2つの意見が併記されている。

(1) 「退職給付会計基準第22項では「年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額）により計算する。」とされており、時価（公正な評価額）は市場の評価を反映することから、将来の価値が現在の価値よりも低くなると市場が評価し、年金資産の評価にマイナス金利の影響が反映されるときは、退職給付債務の評価にもマイナス金利の影響を反映させて、年金資産の評価と退職給付債務の評価を整合させるべきである。」

(2) 「一方、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債と

扱っているのは表示上、相殺しているに過ぎないため、年金資産の評価と退職給付債務の評価を整合させる必要はない。」

28. ここでの論点は、年金資産に含まれる債券の時価の上昇を年金資産の評価に反映した場合、退職給付債務の割引率も同様にマイナス金利の影響をその計算に反映することが必須であるか否かという点と考えられる。

29. この点、退職一時金制度のように年金資産がない制度があることを踏まえると、年金資産の評価にマイナス金利の影響を反映させたとしても、退職給付債務にも同様に当該影響を反映することには、必ずしもならないとの意見が聞かれる。

30. 一方、年金資産がある制度を前提とした場合は、第 18 項に記載した資産及び負債の評価の方法と関連付けると、次のように考えられる。

退職給付債務の計算について、第 18 項(1)の「企業固有の見積りを反映させず市場で観測されるインプットによる方法」に分類されるものと考える場合には、年金資産の評価と同様に、退職給付債務にも同様にマイナス金利の影響を反映させたほうが整合的であると考えられる。

一方、退職給付債務の計算について、第 18 項(2)の「企業固有の見積りを反映させる方法」に分類されるものと考える場合には、マイナスの利回りとなる市場で取引される金融商品に投資することは想定されない、すなわち、マイナス金利の影響を受ける年金資産の保有は想定されないため、年金資産の評価と退職給付債務の計算が整合しないという問題は生じないものと考えられる。

31. なお、企業年金全体の年金資産の統計データは、別紙に記載のとおりであり、直近 5 年間の年金資産全体に占める国内債券の割合は、約 36%から 39%程度である。

（第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見）

32. 第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会では、論点 3 に関する事務局の分析に対して、以下の意見が聞かれた。

(1) 仮に年金資産をすべて債券で運用する手法をとる場合、年金資産と退職給付債務がバランスしている状態で割引率について利回りの下限としてゼロを利用する方法を採用すると、退職給付債務の額はマイナス利回りをそのまま利用する方法に比べて小さくなる一方で、債券価格の上昇分が年金資産の評価に反映されて利益が生じる結果となり、バランスを欠くと思われる。

(2) 退職給付債務は割引計算により貸借対照表価額を計算する一方で、年金資産を時価で評価することとしており、時価評価を行う金融資産及び負債と退職給付

債務は性格が異なるものであるため、退職給付債務の計算と年金資産の評価を関連付けることには違和感がある。

（第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応）

第 32 項(1)の意見への対応

33. 第 32 項(1)に記載した意見については、第 30 項に記載のとおり、退職給付債務の計算を第 18 項に記載した資産及び負債の評価の方法とどのように関連付けるかによって、見方が変わり得ると考えられる。

34. 仮に退職給付債務の計算について、第 18 項(1)「企業固有の見積りを反映させず市場で観測されるインプットによる方法」に分類されるものと考える場合には、第 19 項に記載のとおり、金銭的時間価値は第 8 項(2)の見解 2 が親和的であると考えられ、割引率についてはマイナスの利回りをそのまま利用することとなる。

この場合、年金資産に含まれる債券の時価の上昇を年金資産の評価に反映させるのと同様に、退職給付債務にもマイナス金利の影響を反映させることとなり、結果として両者は相殺されて損益に影響は生じないことになると考えられる。

35. 一方、仮に退職給付債務の計算について、第 18 項(2)「企業固有の見積りを反映させる方法」に分類されるものと考える場合には、第 20 項に記載のとおり、金銭的時間価値は第 8 項(1)の見解 1 が親和的であると考えられ、割引率については利回りの下限としてゼロを利用することとなる。

第 8 項(1)の見解 1 の場合、ゼロのリターンを稼得する投資機会が存在する限り、マイナスの利回りとなる市場で取引される金融商品に投資すること、すなわち、マイナス金利の影響を受ける債券を年金資産として保有することは、理屈の上では想定されない。よって、第 32 項(2)に記載した問題は生じないものと考えられる。

36. 前項に対して、実際には、マイナス金利の影響を受ける債券を年金資産として保有しており、この見解は適切ではないとの反論があり得る。この点、当該保有は、第 12 項に記載のとおり、運用収益の実現を目指して実質的にプラスの利回りの資産に投資することを意味すると考えられ、第 8 項(1)の見解 1 と矛盾するものではないと考えられる。

第 32 項(2)の意見への対応

37. 第 32 項(2)に記載した意見については、審議事項(3)-2 第 2 項に記載のとおり、本論点は割引率に関係するものであるため、退職給付債務の割引率のあり方や退職給付債務の測定のあり方そのものに関連する可能性があるものの、これらについて今

回検討を行うことは想定していない。

このため、本検討を行う上で年金資産の額は、期末における時価（公正な評価額）により計算する一方で、退職給付債務の計算は、第 17 項に記載のとおり、現行の退職給付会計基準における取扱い（退職給付会計基準第 16 項、第 18 項及び第 20 項）を前提としている。

その他

（第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた主な意見）

38. 第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会では、本検討にあたって、以下の意見が聞かれた。

- 今回は恒久的な取扱いを検討することを考慮すると、マイナス金利の状態での金利のさらなる変化（低下）について、より適切に経済実態の変化を示す退職給付債務の評価方法はどちらなのか、という観点でも検討する必要があるのではないか。ゼロ止めでは、マイナス金利下での金利の変化による退職給付債務の経済実態の変化が覆い隠されてしまうことになるうえ、年金資産が存在する場合では資産・負債の評価の変動の明白な不整合が生じることになり、到底正当化できないと考えている。

（第 88 回専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応）

39. 第 38 項に記載した意見については、以下のとおりと考えられる。

(1) 仮に第 8 項(1)の見解 1 の下で割引率については利回りの下限としてゼロを利用する場合、期間帰属を無視すれば、負債として計上される退職給付債務の額は、マイナスの利回りの幅にかかわらず、退職給付見込額と同じ金額となり、マイナス金利下での金利の変化は退職給付債務に反映されない。また、実際に支払われるまでの期間にわたって負債の額は変動せず、損益への影響は生じないものと考えられる。

現行の退職給付会計基準における退職給付債務の計算の取扱いは、市場価格に基づく時価を求めるものではないことから、マイナス金利下での金利の変化が退職給付債務に反映されないとしても、貸借対照表価額が不適切であるとは言えないと考えられる。

なお、資産と負債の評価に不整合が生じるとの意見への対応は、第 33 項から第 36 項に記載のとおりである。

(2) 一方、仮に第8項(1)の見解2の下で割引率についてはマイナスの利回りをそのまま利用する場合、期間帰属を無視すれば、負債として計上される退職給付債務の額は、退職給付見込額よりも多い金額となり、マイナスの利回りの幅が大きくなるほど、負債として計上される金額は多額となる。また、実際に支払われるまでの期間にわたって、負の利息費用が利益として計上され、マイナスの利回りの幅が大きくなるほど、当該利益は多額になると考えられる。

当該利益の会計的性質は、単なる計算上の利益としか言えず、業績報告の観点からその意味合いを説明することは容易ではないと考えられる。

ディスカッション・ポイント
事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

以　上

（別紙）年金資産の運用状況[8]

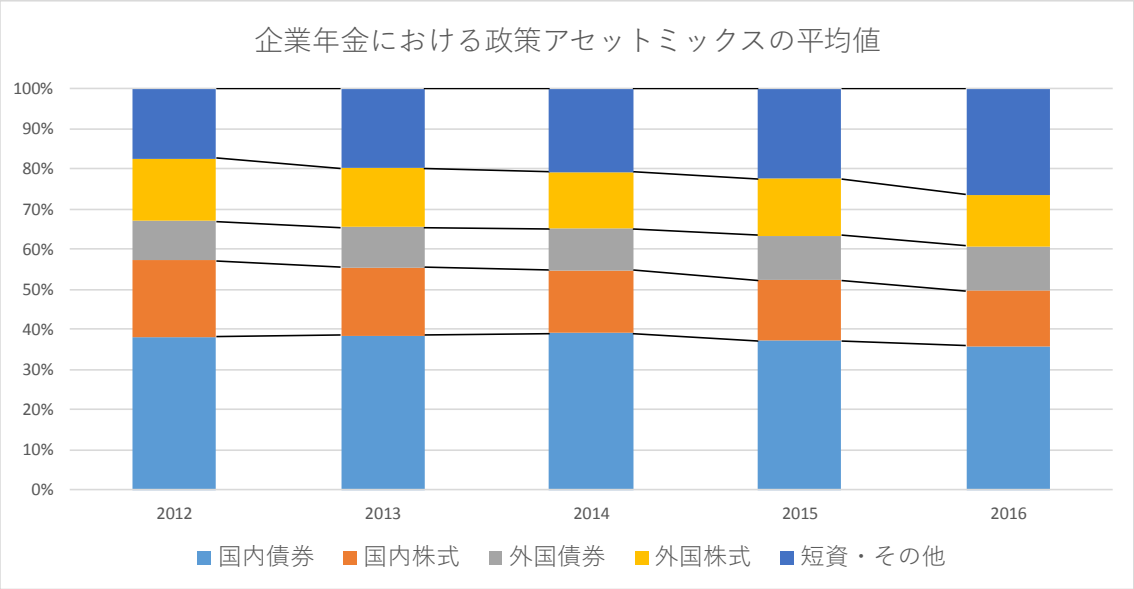

政策アセットミックスの平均値（企業年金・全体）　（単位：%）

	2012	2013	2014	2015	2016
国内債券	38.04	38.57	39.33	37.53	36.01
国内株式	19.2	17.08	15.76	15.25	13.95
外国債券	9.73	9.97	10.44	11.08	11.08
外国株式	15.71	14.74	14.16	14.3	12.94
短資・その他	17.29	19.79	20.78	22.62	26.55
一般勘定	16.51	16.86	18.12	18.68	20.28
オルタナティブ	10.39	10.07	10.28	10.89	11.84

[8] 年金情報 No.726(2017.1.2)より入手。